

# 翻刻『勅宣瞽女弁蒙秘目録』

森本浩雅

はじめに

本稿は架蔵の『勅宣瞽女弁蒙秘目録』の翻刻である。

各地の瞽女が持ち伝えていた「瞽女縁起」や「瞽女式目」については多くの先人の手により紹介、研究がなされてきた。また近年においてはジェラルド・グロマー氏により網羅的な研究がなされ、『瞽女と瞽女唄の研究』（名古屋大学出版会、2007年）・『瞽女うた』（岩波書店、2014年）などでその成果が発表されている。

今回紹介する架蔵本はどの地域の瞽女に伝えられたものであるかは残念ながら不詳であるが、少しでも瞽女研究の一助になればと考えてここに紹介する。

一 書誌

所蔵 架蔵。装幀 写本 卷子本一軸・縦17.4糎

×横743糎。料紙 楮紙。書写年 未詳。外題 なし。内題 「勅宣瞽女弁蒙秘目録」。紙数 全9紙。第1紙 91糎・第2紙 92糎・第3紙 92糎・第4紙 92糎・第5紙 92糎・第6紙 92糎・第7紙 51.5糎・第8紙 90糎・第9紙 50糎。本文 一行約15字・字高約16糎。巻頭から第8紙までは、料紙に幅約2.1糎の押界をして本文を書写している。奥書・識語 巻末に「嘗時天保十年己亥年七月ノ寫之」。なお標には緞子と思われる裂地が用いられており、軸も同じ裂地で包まれている。

二 翻刻

翻刻凡例

翻刻にあたっては原本に忠実なることを考え、ルビ・仮

名づかい・誤字等もできるだけそのままにした。また紙数は翻刻本文中に（第1紙）（第2紙）で示した。また判読不明箇所は□を以て示し、また文意の通じ難い所には文字の横に（ママ）を付して示した。

勅宣瞽女弁蒙秘目錄

一謹以見るに夫神代諸藝の始り乍恐も地神五代の御時天照大神の磐屋へ引籠せ玉へし時諸神立床闇みを愁へ歎き岩戸の前に鏡を立篝火を焼き銃ノ音を作り天の香子弓六張を引ならす是則本朝和琴の始なり其流を学で今爰に記せり抑瞽女の元祖と申奉は忝も人王五十二代嵯峨天皇第三の御宮女官二而相模姫宮瞽女の元祖とならせ給ふ事下賀茂皇大神宮の権化にて末世の女人盲人を不便に思召忝なくも尊き腹に宿らせ玉へ仮に此世へ御誕生ましく流を五流に分ち給ふ其由来を遠く尋奉るに先の前帝桓武天皇の御宇天應元年西三月嵯峨天皇未だ春宮に立せ玉さる御時或夜の御夢に

一

勅宣瞽女弁蒙秘目錄

謹以見るに夫神代諸藝の始り乍恐も地神五代の御時天照大神の磐屋へ引籠せ玉へし時諸神立床闇みを愁へ歎き岩戸の前に鏡を立篝火を焼き銃ノ音を作り天の香子弓六張を引ならす是則本朝和琴の始なり其流を学で今爰に記せり抑瞽女の元祖と申奉は忝も人王五十二代嵯峨天皇第三の御宮女官二而相模姫宮瞽女の元祖とならせ給ふ事下賀茂皇大神宮の権化にて末世の女人盲人を不便に思召忝なくも尊き腹に宿らせ玉へ仮に此世へ御誕生ましく流を五流に分ち給ふ其由来を遠く尋奉るに先の前帝桓武天皇の御宇天應元年西三月嵯峨天皇未だ春宮に立せ玉さる御時或夜の御夢に

御后諸共下賀茂大神  
 宮工御臨行まし〜祢宜神主ハ  
 大床に幣帛を捧玉ハん諸や  
 乙女は羅綾の袂を翻し  
 神慮を勇め奉れハ感應も  
 さこそ糸涼しく二て  
 既に還行に及玉ふ時神  
 前のさつらの下に八句に余りし  
 老翁幼き女子の手を引て  
 立居たり帝不思議に思召  
 伺公の者に尋させ給ふに彼老  
 翁ハ此邊の者なるが女子を  
 君へ捧ケ奉らんと存此所ニイ候由  
 奏しけるにそ帝御后諸共  
 彼女子を觀覽あるに兩眼  
 しゑし女子なれば觀慮を  
 驚かし其由を問んと思召に  
 打驚きあたりを御覽有に  
 夜るのおとどにおしまつきに  
 寄りぬ懸玉へ是レ何日のゆめ  
 なりければ帝様々不思議ニ  
 わづらわせ玉へ朝日東天に上り  
 給ふと等く北殿に入御遊され

御后諸共下賀茂大神  
 宮工御臨行まし〜祢宜神主ハ  
 大床に幣帛を捧玉ハん諸や  
 乙女は羅綾の袂を翻し  
 神慮を勇め奉れハ感應も  
 さこそ糸涼しく二て  
 既に還行に及玉ふ時神  
 前のさつらの下に八句に余りし  
 老翁幼き女子の手を引て  
 立居たり帝不思議に思召  
 伺公の者に尋させ給ふに彼老  
 翁ハ此邊の者なるが女子を  
 君へ捧ケ奉らんと存此所ニイ候由  
 奏しけるにそ帝御后諸共  
 彼女子を觀覽あるに兩眼  
 しゑし女子なれば觀慮を  
 驚かし其由を問んと思召に  
 打驚きあたりを御覽有に  
 夜るのおとどにおしまつきに  
 寄りぬ懸玉へ是レ何日のゆめ  
 なりければ帝様々不思議ニ  
 わづらわせ玉へ朝日東天に上り  
 給ふと等く北殿に入御遊され

皇后前夜の夢細々と御  
 物語り有けれハ御后も驚かせ  
 玉へ昨夜自も君の御夢に  
 少も違わず打驚きとくヨリ  
 君に御問奉らんと存候と共二  
 不思議に思召れ共夫成りに  
 打過給ふ御后は夫ヨリたゞならぬ  
 御身とならせ給へ十月を待て  
 安く天應元酉年十二月御降  
 誕遊しけるハ玉の様成姫君にて  
 おわまし給へ共両眼しひて  
 わたらせ玉へけれハ父の帝  
 母の後御歎浅からず神社  
 佛閣工御祈誓ありといへ共  
 元來神靈のなす事なれば  
 更に其甲斐あらず然に相模  
 姫宮七歳の御時帝御夢に  
 紀伊国那智山如意輪觀世音  
 下賀茂皇大神宮御夢想枕に  
 立せ給ふ姫宮の御身之上ハ末世  
 の女人盲目を不便に思召下  
 賀茂皇大神宮の應化にて  
 盲人の司とならせ給ふべし

善哉々諸藝音曲と申す  
 世渡りも民間小中も音曲  
 せず経宮と稱せ玉ふへしと  
 光明赫として去り給へけれバ  
 帝御夢相ハ心に難有思召御跡ヲ  
 臥拜ミ御行衛を見奉らんと  
 御頭を上ケさせ給ふに夜のおとゞ  
 におわしましける俣去りし年の  
 夢下賀茂皇大神工御臨行の  
 節めしへの女子を捧し事思召  
 合されて一入御不便に思召音曲  
 の業を人々稽古給ふに元より  
 應身權化の事なれば自然と  
 其道に妙を得たり父の帝  
 母の後観世音の御告有かたく  
 徳有り迎撰家の内二條内大臣  
 公實卿の姫君白妙姫是れ  
 妙観流の元祖也鷹司左大臣  
 是道卿の元祖也柏ノ姫是れ  
 柏流の元祖なり右二人御弟子と  
 なし給へ供に琴三味線の藝を  
 励み給へける相模姫宮十七歳の  
 御時父の帝工奏し世渡りを

氏中より香爐殿に御座り  
 延暦十六年三月十五日  
 日本修行致度旨御願有之  
 日本修行致度旨御願有之  
 如意輪觀世音の御告に任せ  
 らるべし乍去いやしき家に  
 立寄べからず武家百姓にハ  
 出入致シ町人ハ賣買に仍而ハ忌べし  
 寺院修験神主ハ苦シからず  
 出入致べし又行先二宿等難  
 儀の事もあらんと思召

勅命宥其文曰

彼等三女日本修行可致於  
 関所番所二者顯シ藝ヲ可通及暮ハ  
 庄官工便可致一ツ夜ノ宿穢敷所ニ  
 不立入慈悲ヲ為本ト柔和ヲ為鉢ト  
 可致修行者也

嵯峨天王御判

延暦十六年三月十五日  
 日本修行  
 右震を首に掛住馴玉へし大内  
 を雲井の余所になし諸国修行ニ  
 趣玉へ頃は延暦十六丑年長旅に

民家に下り勞を厭わず経営  
 を継べしとの御告なるよし  
 日本修行致度旨御願有之  
 日本修行致度旨御願有之  
 如意輪觀世音の御告に任せ  
 らるべし乍去いやしき家に  
 立寄べからず武家百姓にハ  
 出入致シ町人ハ賣買に仍而ハ忌べし  
 寺院修験神主ハ苦シからず  
 出入致べし又行先二宿等難  
 儀の事もあらんと思召

勅命ヲ宥其文二曰

彼等三女日本修行可致於  
 関所番所二者顯シ藝ヲ可通及暮ハ  
 庄官工便可致一ツ夜ノ宿穢敷所ニ  
 不立入慈悲ヲ為本ト柔和ヲ為鉢ト  
 可致修行者也

嵯峨天王 御判 花押

延暦十六丑年三月十五日「日本修行ニ／出ル事」  
 右震を首に掛住馴玉へし大内  
 を雲井の余所になし諸国修行ニ  
 趣玉へ頃は延暦十六丑年長旅に

こそ出らるゝ御心の程難有シ玉の  
 冠に綾羅錦綾の褥に座し玉へ  
 御乳や乳母にかしつかれし御身  
 の上も今日は昨日二引替替菅の  
 小笠に木綿物裾ハあらわにからげ  
 つゝ道の案内は杖にさせかし  
 つき給ふハ只二人是もならわぬ  
 旅の空琴三味線をかき抱き(第3紙)  
 人の門二立休らへ御修行なさるゝ難  
 有さ山城大和撰津を過播磨の  
 國に傳染給へ書写山に詣て玉ふ頃ハ  
 日も夕陽に傾けば是幸へと御堂  
 に籠もらせ玉へけるに夜も震々と  
 更行頃微妙の御声二而善哉く  
 能も修行に出させ給ふ者哉諸國  
 修行の其内二隨身御弟子三人有  
 供に女人の盲目を助給ふ道を  
 弘玉へと示シ給ふと思召御目を  
 覚させ玉へけるに松吹く風の颯  
 さつの声のミ御耳に残りける  
 姫宮を始め奉りかしつき給ふ  
 姫君も共に難有御示現を  
 拜し猶も修行怠りなく書写



山を立出て同国片岡といふ  
 里に至り玉へけるにはるかに三味線  
 の音聞へしハ是定て観世音の  
 教へ玉ふ弟子ならんと立入玉へ  
 けるに此里に住馴し郷士  
 坂井太良大夫と云者の娘なり姫宮  
 の入らせ給ふを悦ひ則御弟子と  
 なし名を播磨とめされ供に修行  
 に出にける是播磨派の元祖なり  
 夫ヨリ日数重りて近江の国に至り  
 玉へて伊吹山の麓に麻績野と  
 云里あり山本近江が娘を御弟子  
 と成し給へ則地名を名として  
 おみのと呼是レ麻績野派の本也  
 日映り月替りて下野の国ニ至り  
 玉へ國主安松下野守徳胤の娘を  
 御弟子と成シ給へ名を藤姫と  
 呼玉へ是御前派の始メなり五人  
 の御弟子を渴仰の供として  
 諸国修行を遊ハしめ給ふ事その  
 千辛萬苦中々詞に難延偏に  
 末世の盲目の女を助させ玉ハん  
 との御志願難有事共也修行

代功積りて天長元年甲辰三月十五日  
 再ひ都へ帰り入らせ玉へけれハ父の  
 帝母の後歎慮殊に艶敷則  
 勅定を以式目御定被下置しかバ  
 五人の御弟子ハ其国々エ立帰り(第4紙)  
 妙観流柏流播磨流麻績野流  
 御前流の流を建盲目の女人を  
 弟子となして世渡りを教へよと也  
 是迄隨身致せし姫宮二別奉らん  
 事皆々一同に歎き悲しミければ  
 姫宮の御ぐしヨリ光明赫やく  
 として我は是レ下賀茂皇大神宮  
 の化身徳妙音菩薩也盲目の  
 女人を助けんと仮に此世に生来て  
 其道を汝らに教へしなり我を  
 信心するならば後世猶も守るべし  
 と光明と諸共に終に天上に  
 帰らせ玉へけれバ父の帝母の後  
 御名残を惜しませ玉へけるか五人御弟子  
 は難有涙に咽ひつつ御別れを  
 惜ミ其国々へ立帰り遍く女人を  
 助給ふ道を弘メ玉へけるハ偏に  
 徳妙音菩薩の御恩とく

代功積りて天長元年甲辰三月十五日  
 再ひ都へ帰り入らせ玉へけれハ父の  
 帝母の後歎慮殊に艶敷則  
 勅定を以式目御定被下置しかバ  
 五人の御弟子ハ其国々エ立帰り(第4紙)  
 妙観流柏流播磨流麻績野流  
 御前流の流を建盲目の女人を  
 弟子となして世渡りを教へよと也  
 是迄隨身致せし姫宮二別奉らん  
 事皆々一同に歎き悲しミければ  
 姫宮の御ぐしヨリ光明赫やく  
 として我は是レ下賀茂皇大神宮  
 の化身徳妙音菩薩也盲目の  
 女人を助けんと仮に此世に生来て  
 其道を汝らに教へしなり我を  
 信心するならば後世猶も守るべし  
 と光明と諸共に終に天上に  
 帰らせ玉へけれバ父の帝母の後  
 御名残を惜しませ玉へけるか五人御弟子  
 は難有涙に咽ひつつ御別れを  
 惜ミ其国々へ立帰り遍く女人を  
 助給ふ道を弘メ玉へけるハ偏に  
 徳妙音菩薩の御恩とく

のしやわ帳をさるし  
信心を怠り者也

式目之事

一 仲間初頭一鴈官拾歳にして  
頭とすべし尤年高無之候ハ、四十歳  
にたらず共是を續べし尤頭と  
してハ一ツ派の頭糺の上五派の  
一鴈を集メ印可致事也イッワリ  
壱人にて取斗ひ依怙最眞の  
沙汰無之様可致事也作法ヲ背  
者髪を切耳鼻をイタ慥メ竹杖を  
預ケ其科の品により所追放或ハ  
十里廿里外流罷るると個一  
程悲をぬらんとしハ相礼  
遊マユりて依取納へき者也  
一 一鴈ヨリ中老エおもじニ而呼へき事なり  
初心エハ片名ニ而呼べし尤中老ヨリ初心へハ  
おもじにて呼べき事也  
一 初心ニ而弟子取事修行に出て途中  
なれば苦からず中老より弟子諸共  
修行に出すべき事也  
一 仲間二而不行跡有之候ハ、年落之罪ミ  
申付へき事五年七年其科の品を

ならずや慎へき尊むべき  
信心すべき者也

式目之事

- 一 仲間初頭一鴈官四拾歳にして  
頭とすべし尤年高無之候ハ、四十歳  
にたらず共是を續べし尤頭と  
してハ一ツ派の頭糺の上五派の  
一鴈を集メ印可致事也イッワリ  
壱人にて取斗ひ依怙最眞の  
沙汰無之様可致事也作法ヲ背  
者髪を切耳鼻をイタ慥メ竹杖を  
預ケ其科の品により所追放或ハ  
十里廿里外工流罪可有之也但し  
理マユ悲分明ならずんば得と相礼シ  
悲分無之様取納へき者也
- 一 一鴈ヨリ中老エおもじニ而呼へき事なり  
初心エハ片名ニ而呼べし尤中老ヨリ初心へハ  
おもじにて呼べき事也
- 一 初心ニ而弟子取事修行に出て途中  
なれば苦からず中老より弟子諸共  
修行に出すべき事也
- 一 仲間二而不行跡有之候ハ、年落之罪ミ  
申付へき事五年七年其科の品を



是は勝手俣二隙を採り候者ハ師匠  
 是迄の養育御恩金として其身出シ  
 月より壹ケ年金三兩宛之積を以差支  
 なく是を差出し其上向後ハ三味線等  
 決而手ニ取申間敷候趣之一札組合ハ不及  
 申二名主組頭迄加判致為差出可申候  
 尤其者寄而貧窮にして金子達  
 逼迫二候ハ、格別之情けを以右之半金  
 為差出候上暇遣シ可申候事は五派の  
 一臈官前々ヨリ急度相定被置候者也  
 瞽女之定メし十五年を経て中老ト申  
 是を勤めぬ者官録可有之事  
 初心ニ而弟子取致事無用の寄りなり  
 然共修行に出先なれバ苦シからざる事  
 中老も弟子諸共ニ修行に出可申候事  
 又廿七歳を過て一臈官と申也  
 在々所々を相廻り代官名主役人百姓  
 町人之所を相廻り候節祝儀婚礼移徒  
 孫祝等申請遠近ニかぎらず諸藝相  
 励ミ可申候事尤下賣買致候家  
 八拾余門之定メ之家へ出入致候ハ無用之事  
 瞽女出入致不職人之事(第6紙)  
 一 髮結 革番 配當 鐵湯師  
 一 替女合儀中職人ト申  
 一 替女並番 配當 鐵湯師

一 髮結 革番 配當 鐵湯師  
 一 替女合儀中職人ト申  
 一 替女並番 配當 鐵湯師



猿樂	猿廻シ	笠縫	辻商人
鉢扣	弓張師	石切	坪立
筆師	右冥師	渡守	山守
青屋	墨師	関守	金鑿
箕師	傾城	湯屋	獅子舞
傀儡師	風呂屋	人形廻シ	杵作
革細工	翎蓋着共	簀造	田楽
白拍子	鷹匠	柄指	綾織
節季候	鳥追	唐芝居	穢多
地黄泉賣	鶉遣	杵カキ	烏帽子織
觸レ口	猿若	轆轤師	轉士
ほふかし	鞍打	しと結	寺廻シ
繪所	張笠屋	支觸	柄蒔
六齋	舟守	茶箋賣	鉦擲
佛師	大夫	杓取	釜敲
親父	弓師	子取母々	膳大夫

右者如此下職都合八拾余人我等  
しじやうのだうくしたの所に  
委細に吟味有之但シ下職人之内二も  
繪所ハ神繪馬草花諸鳥并国繪  
圖之所ハ出入可致者也  
傀儡師とハ在家戸口に立箱人人形を  
遣ふ者也寺廻シとハ仕方大夫中にも (第7紙)

一人の処ハ出入不可致烏帽子を  
 着て舞をもう者也鷹匠を穢シ  
 むる事鷹ノ足皮飛装束何レも  
 是レ穢多の家より傳る也  
 萬職我家の私ニ不有不入人皇五十  
 八代の帝光孝天皇尋常我家の  
 元と成給へて末代に至る迄八十餘門  
 の下職之前に決而出入不可致嚴敷も  
 いましめ置るゝもの也  
 右之條々忝も嵯峨天皇の勅命  
 にて御定被下置候事  
 相模姫宮より我々五派工被下置候  
 末世の女人盲目の者難有可存者也  
 且ハ如意輪觀世音菩薩下賀茂  
 皇大神宮并二弁才天女常に祈るべき  
 者也疎に心得違犯之輩於有之ハ  
 立所に御罰を可蒙者也依而  
 式目如件  
 相模姫宮御門弟子  
 山城國 妙觀派 白砂姫  
 同 國 柏 派 柏野姫  
 播磨國 播磨派 播 磨  
 近江國 麻績野派 於三野

一人の処ハ出入不可致烏帽子を  
 着て舞をもう者也鷹匠を穢シ  
 むる事鷹ノ足皮飛装束何レも  
 是レ穢多の家より傳る也  
 萬職我家の私ニ不有不入人皇五十  
 八代の帝光孝天皇尋常我家の  
 元と成給へて末代に至る迄八十餘門  
 の下職之前に決而出入不可致嚴敷も  
 いましめ置るゝもの也  
 右之條々忝も嵯峨天皇の勅命  
 にて御定被下置候事  
 相模姫宮より我々五派工被下置候  
 末世の女人盲目の者難有可存者也  
 且ハ如意輪觀世音菩薩下賀茂  
 皇大神宮并二弁才天女常に祈るべき  
 者也疎に心得違犯之輩於有之ハ  
 立所に御罰を可蒙者也依而  
 式目如件  
 相模姫宮御門弟子  
 山城國 妙觀派 白砂姫  
 同 國 柏 派 柏野姫  
 播磨國 播磨派 播 磨  
 近江國 麻績野派 於三野

下野國 市杵流友姫

天長元甲辰年三月十五日

日本修行終り

相模姫宮ハ德妙音菩薩と崇め  
 奉る音曲の守りと為成給ふ事末世  
 の盲目の女人を救へ玉ふ事難有き  
 御恩徳ならずや末世に至りて  
 御恩徳を弁へず理欲ニ迷ひ己レが  
 家業と心得て御罰を蒙る者あらん  
 かと歎敷恐多も其因縁を書著シ  
 御辛勞の御恵を知らしめんと欲す  
 疎に思ふべからず恐みく尊んで  
 御恩徳を仰奉り慎ミ恐可守者也  
 元祖二條白砂姫 五世の派  
 天長元甲辰年ヨリ六十二年ノ  
 仁和二丙午年三月十五日  
 大和國宇治之里  
 但シ白砂姫孫弟子 妙觀派  
 一 膳官宇治の曾能 (第8紙)  
 右之條々者忝も人王五十二代  
 嵯峨天皇の御宇弘仁二卯年中ニ  
 御定を以勅定を御極メ被下候  
 者也



延曆十六年ヨリ 二十八年ノ  
 天長元甲辰年ノ三月十五日修行終  
 皆時天保三年壬辰年迄  
 凡年数千四十四年ニ也  
 延曆十六年ヨリ但シ日本修行ニ出ル年也  
 皆時天保十己亥年迄  
 凡年数千七拾八年也  
 院宣卷終  
 皆時天保十己亥年七月  
 寫之

延曆十六年ヨリ 二十八年ノ  
 天長元甲辰年ノ三月十五日修行終  
 皆時天保三年壬辰年迄  
 凡年数千四十四年ニ也  
 延曆十六年ヨリ但シ日本修行ニ出ル年也  
 皆時天保十己亥年迄  
 凡年数千七拾八年也  
 院宣卷終  
 皆時天保十年己亥年七月  
 寫之（第9紙）

（翻刻終わり）